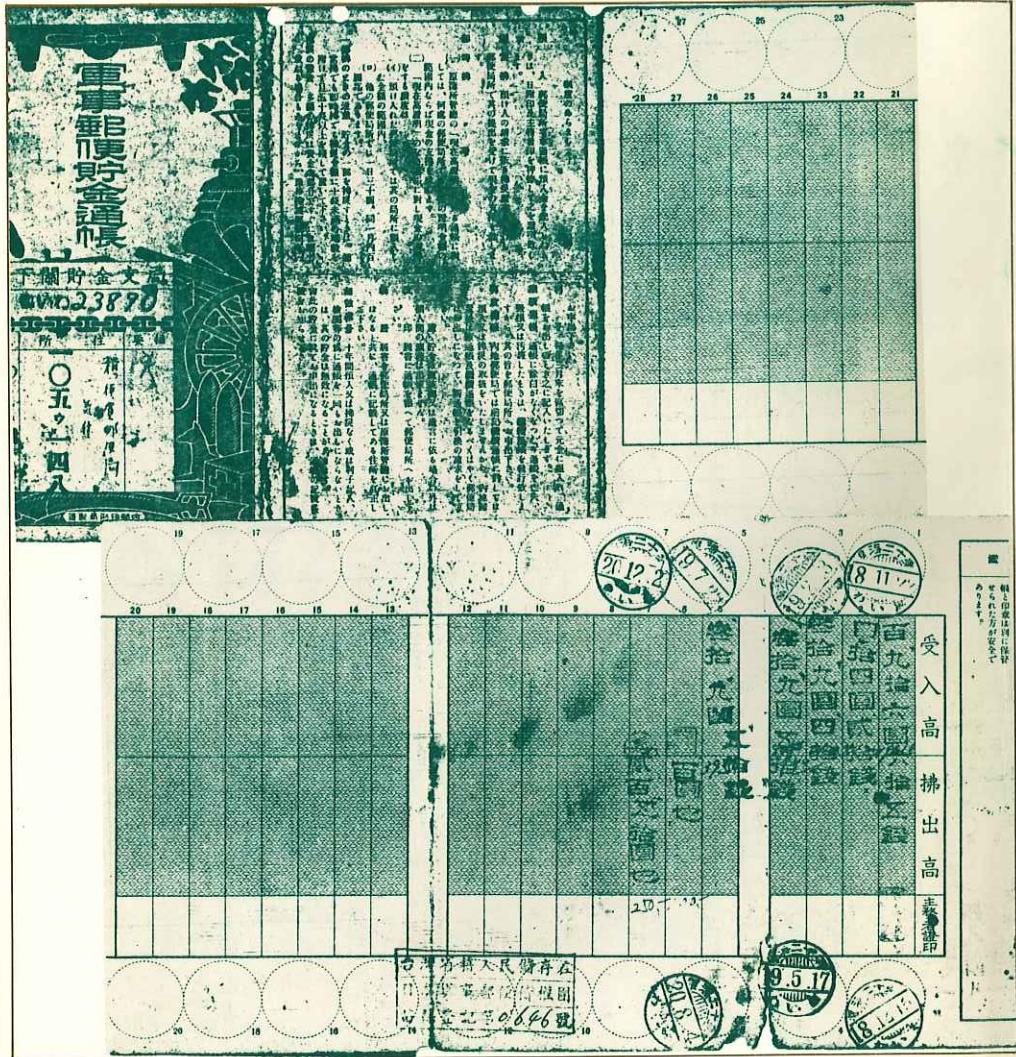


# 問われている戦後に 人道的解決を

台湾人元日本兵士特別援護法要綱と解説

台湾人元日本兵士の補償問題を考える会——社団法人 自由人権協会



発行 台湾人元日本兵士の補償問題を考える会  
社団法人 自由人権協会

定価 300円 送料 120円

## 目 次

はじめに.....

台湾人元日本兵士の補償問題を考える会

代表世話人 宮崎繁樹

一日も早い補償の実現を.....

社団法人自由人権協会

代表理事 和田英夫

このパンフレットを読まれる方へ.....

早期立法解決を訴える.....

台灣人戦死傷補償請求訴訟弁護団

台灣人元日本兵士特別援護法要綱.....

解 説.....

△編集後記△.....

△連絡先一覧△.....

表紙③

24

17

13

台湾人軍属戦傷者である鄧盛さんの軍事  
郵便貯金通帳。

今日に至るも返還されないままである。

## ◎表紙写真説明◎

### はじめに

戦争が終つて三十五年の歳月が経ちました。しかし、まだ、「戦後」が終つていない切実な問題があります。第二次世界大戦（大東亜戦争）では、多くの日本人が死傷しましたが、当時日本の植民地下にあつた台湾の人たちも、日本軍人・軍属として約二十一万人従軍し、厚生省の昭和四八年四月一四日の発表によれば、そのうち三万人余が戦死し、負傷者については統計がありませんが、さらに多数にのぼると思われます。

これらの夫、親、子を失つた遺族や戦傷者に失われた生命や手や足を返すことはできません。しかし、日本のために犠牲となり悲しみと悲惨の中に過ごしてきたこれらの人たちに、日本にいる遺族や戦傷者と同様に補償をすることは、日本人として道義的にも人道的にも当然の責任であります。

しかるに、これらの人たちには、戦後三十五年たつた現在まで、日本政府から一文の補償もなされず、放置されたままになつてきました。さらに、当然これらの人たちに支払われるべきであつた従軍中の未払い給与や、給与から天引などされた当然返還支払うべき軍事郵便貯金についても、昭和五〇年二月二一日、二八日の衆議院外務委員会で、宮沢喜一外相は、日本政府の債務であることを確認致しましたが、依然として支払われぬまま今日にいたっています。

これでは、かつての同胞であり、日本のために、生命を失い、手や足を失い、愛する夫や親や子を失った人たちに対して、あまりにも無情冷酷です。日本が敗戦の廃墟だった時期はやむをえぬとしても、自由世界第二の経済大国に復興したいま、しかるべき補償をするのは当然ではないでしょうか。

わが国はいま、難民の救済や開発途上国の援助のため多額の支払いをしております。それに反対するわけではありませんが、その前には、台湾人元日本兵士の補償問題を解決すべきでしょう。

「考える会」は、中村輝夫さんがモロタイ島で発見救出されたのを契機に、昭和五〇年二月発足し、台湾人元日本兵士、遺族の補償問題解決のため、街頭での啓蒙情宣、政府と国会への陳情、個々の政治家への働きかけを行ない、さらに、その一環として、昭和五二年八月一三日「二三人の戦死者遺族と戦傷者の補償」を求める代表訴訟を東京地方裁判所に提起し、自由人権協会により結成された弁護団の方がたの御尽力により、台湾からの戦傷者、遺族の方たちの証言や旧上官の方たちの証言をえて、なお裁判は継続中であります。

この運動には、すでに多くの方たちが共鳴、協力を申出ておられます。より多くの方がたの御協力をえて、国民的運動に盛り上げなくてはならないと思います。この問題の最終的解決のためには、戦傷者、遺族への補償を台湾人犠牲の人たちにもひろげるための新規立法を心要と致します。そのためには、どうしても幅広い国民の御理解と支持を背景に政府、国会を動かさねばなりません。この要綱はそのような目的をもつて弁護団を中心として作成されたものです。

これは、日本人の道義と人道の問題であります。台湾にいる戦傷者や遺族の方たちがまだ生きて居られる間に、一日も早く補償が実現するように、心から、御支援と具体的な御協力をお願い致します。

昭和五五年四月

台湾人元日本兵士の補償問題を考える会

代表世話人 宮崎繁樹

## 一日も早い補償の実現を

自由人権協会は、その設立趣旨にうたっているように、基本的人権の擁護を目的とする市民の団体であります。去る一九七六年八月に「台湾人元日本兵士の補償問題を考える会」とこの補償を「要求する委員会」から、この補償の実現についての支援要請を受けました。自由人権協会としても、この台湾人元日本兵士補償問題は、今日のわれわれ日本人にとって重要な人権問題として黙視できないものであると考え、理事会において、この問題について討議した結果、一九七六年八月一三日に支援の決議をし以後、専門的立場からこれに取り組むために弁護団の編成から訴訟手続に至るさまざまな過程においてできるだけの協力をいたしてまいりました。

もともと本件の訴訟はこの問題全体の解決にとっての一つのステップあるいは手段として提起されたものであり、最終的には國の立法、行政による全面的解決にまたざるをえないものであると考えます。

このたび、本件訴訟弁護団を中心に「台湾人元日本兵士特別援護法要綱」が作成されましたが、当協会としてもその内容を検討した結果、適正かつ妥当な立法案であり、早急にその実現をはかるべきであるとの見解に達しました。

戦後の日本もすでに三〇年余を経過しましたが、この間、ともすればわれわれ日本人の忘却と無関心のなかに消え去った感のある、旧日本帝国下の植民地の人々に対する人道的かつ公平な取扱いを実現する一環として、この立法要綱が一日も早く実現できるよう、このさい関係各位の特段の御尽力を期待す

る次第であります。

一九八〇年四月

社団法人自由人権協会

代表理事 和田英夫

### ◆このパンフレットを読まれる方へ◆

台湾人元日本兵士の補償問題を考える会

この運動に共鳴して頂ける場合は、次のような具体的御協力を願い致します。

- 1 まず、このパンフレットを読んで下さい。
- 2 御家族、友人の方に、このような未解決の問題があり、苦しんでいる人のいることを知らせて下さい。
- 3 マスコミ、政治家の知人がおられたら、是非この問題に関心を持ち、実現するようお話して下さい。
- 4 このパンフレットを作つたり、裁判を進め特別立法を働きかけていくために多くの資金が必要です。是非協力金（カンパ）を御寄せ下さい。また「考える会」に加わり運動を盛り上げて下さい。（カンパ送り先と「考える会」連絡先は巻末に書いてあります）

## 早期立法解決を訴える

台湾人戦死傷補償請求訴訟弁護団

### 一 今日までの運動の経過

昭和四九年一二月、台湾高砂族出身の「中村輝夫」（李光輝）さんがモロタイ島のシャングルから三十年ぶりに発見され救助された。ところが、この中村輝夫さんが日本政府から受取るべき未払給与等がわずか六万円余しかないことがわかり、台湾人元日本兵士に対する補償問題が戦後三十年経った今日なお何等解決されていないことが世間に知られるところとなつた。

「考える会」の結成

翌五〇年二月「台湾人元日本兵士の補償問題を考える会」（代表世話人宮崎繁樹）が結成され運動を開始した。「考える会」は、政府、外務省、厚生省や自民党首脳に陳情をくり返し、街頭宣伝活動を行い、また、従来からこの問題に关心を持ち個別に陳情活動していた台湾関係の戦友会や、台湾人兵士の

旧上官達も「考える会」に参加し運動を進めた。

#### 自由人権協会の支援

一年にわたる運動にもかかわらず、政府の態度は依然として冷たく、より強力に世論にアピールし運動を進展させるためには訴訟に訴える必要があると判断し、自由人権協会に協力を依頼し、同協会は支援を決定した。そして、自由人権協会所属の弁護士を中心にして弁護団を結成し（団長秋本英男）、二年四月弁護団による台湾での現地調査を終えた。

この間、同年六月には、有馬元治、横山利秋、永末英一議員らを中心に、「台湾人元日本兵士の補償問題を考える議員懇談会」が発足した。

#### 訴訟の提起

八月一三日東京地裁に訴訟を提起し、当日開催された市民集会は次の決議を採択した。

「過ぐる大戦において、実に二十一万人余にのぼる台湾住民の人たちが日本兵士・軍属としてそれに参加し、そのうち厚生省の発表によつても三万一千人の人たちが生命を失つた。

その遺族および戦傷者の数はこれに数倍し、その人たちは、戦後今日まで一文の補償を受けることなく、かつて敵軍であった蔣政権のもとで身をひそめ、苛酷な経済条件のもとで生活してきた。

右の事態は、明治二十八年以来終戦までの五十年間、日本が台湾を植民地として統治して皇民化政策を進め、台湾の人たちを日本人として戦争に参加させた結果であり、その戦死者、遺族・戦傷者らの受けた犠牲損害についてこれを補償すべきことは、人道上道義上日本政府の当然の責任といわねばならぬ。

い。

しかるに、日本政府は、終戦から今日まで三十二年間、この当然の責任を果していない。

今日この集会に集まつたわれわれは、次のことを決議する。

一、右の台湾人元日本兵士、軍属およびその遺族からの提訴を支持し、支援し、その目的実現をはかる。

二、日本国民に対し広く、本事件の本質と戦争犠牲者の悲惨な実態を伝え、その協力を求める。  
三、日本政府に対し、裁判の結果を持つまでもなく、至急、補償実施、犠牲者、遺族救済の戦後措置を取るよう強く要請する。」

訴訟の原告は、鄧盛氏他の軍属戦傷者と辜許玉娥氏他の軍属戦死者の遺族に軍人戦傷者全永福氏を加えた一三名であり、それぞれのケースを代表し得る人を選択した。戦死傷の地域は、中国大陸、南太平洋と広範囲にわたっており、請求額は各人五百万円である。

以来三年、台湾から原告本人が来日して証言し、また、当時の日本人上官も証言に立ち、この問題の解決を裁判所に訴えた。また、訴訟の経過は新聞テレビ等で採りあげられ、広く国民の関心を呼ぶところとなつた。右訴訟は、五五年二月一八日戦死者未亡人辜許玉娥さんが来日して証言して証拠調を終了し、年内にも第一審判決がある見込みである。

## 二 立法による解決の必要性

この問題は訴訟による個別的解決は困難な事案である。

### 時間がない

すなわち、対象となる当事者は数万人にのぼり、しかもそれが国外台湾に在住している。そして、金額的にも数千億の予算を必要とし、また、申請支給手続には行政的事務を伴うからである。さらにより重要なことは、戦傷者にしろ遺族にしろすでに年老いており、早期に解決を計らなければならぬという時間的制約があるからである。

### 本人達の訴え

原告の一人である蘇鈴木氏は手紙（懇願書）で次のように訴えている。

「皇軍の一員として南太平洋の最前線ラバウルに送られ、使命に従い命を惜まず、日夜なく必死に敢闘し、戦争は日に激しく任務を負いて負傷し、一生の希望と幸福は断絶し、終戦後は誰からも切り捨てられ空しい生活三十余年となりました。我等の余生は幾らありますか。こんな悲惨な境遇をお察し下さい。」

また、爆撃で右手切断、左眼失明の負傷を負つた鄧盛氏は、五四月一月五日の裁判で、証言の最後に次のように訴えた。

「私はこのような身体になりました。このような身体になつたのも、國のため、日本國のためであり

まして、決して私のためではありません。日本は戦争に敗れましたが、日本国内にいる日本国民全員が、私たちと同じような境遇に置かれている人がみんな補償をもらっているのになぜ、われわれ台湾出身の者には補償がないのか、私は了解できません。日本は今戦後の今日、世界の経済の大國となりました。なぜ、このむかしの日本兵、日本軍属に対して、このような悲惨な運命におかれている私たちに、こんなに冷たいのでありますか。日本にも必ずや道義、人権、人道はあると思いますから、それを信じてこの訴えを出しました。」

鄧盛氏は現在五八歳である。彼等には、当時の給料も軍事郵便貯金もいまだ支払われていない。早急に立法的解決を計る以外に、彼等を救済する現実的方法はないのである。

## 三 國は立法的解決をなす責任がある

台灣人元日本兵士に対する補償については、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（以下単に特別措置法と呼ぶ）該當者を除いては、適用すべき法律が存在しない。

### 戦死傷者に対する補償法

現在日本人については、恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下単に援護法と呼ぶ）および前記特別措置法によって、軍人軍属に対する補償がなされている。すなわち、恩給法は軍人に対する補償、援護法は戦地勤務の軍属に対する補償、特別措置法は、内地勤務の軍属に対する補償を行うことを骨格としており、いずれかの法律によつてもれなく補償されている。

特別措置法は昭和二五年に制定された法律であるが、この法律は、旧陸海軍共済組合が組合員に対してなしていいた補償を国家公務員共済組合連合会に承継させたものである。陸海軍共済組合は、組合員（軍属）が戦地勤務に就いた場合は補償対象から除外していたから、この法律では内地勤務の軍属に対する補償が行われる。この法律には国籍条項等はないので台湾人にも適用があり、現にこの法律によって国家公務員共済組合連合会から障害年金の支給を受けている台湾人（台湾在住）がいる。

援護法は昭和二七年制定された。この法律は、特別措置法によつては救済されない戦地勤務の軍属に対する補償と、当時軍人恩給が停止されていたことから旧軍人にに対する補償を実現することを目的として制定された。

そして、翌二八年恩給法による軍人恩給が復活した。

援護法は台湾人等に対する適用を排除しており、恩給法にも国籍条項がある。従つて、台湾人戦死傷者の圧倒的多数である戦地勤務の軍属に対しては適用すべき法律が存在しない結果になつていて。

#### 国の立法義務

私たちは、国は憲法にもとづき台湾人戦死傷者を補償する法律を制定する義務があると考える。

援護法の立法に対し、吉武厚生大臣は、「これらの戦傷病者、戦没者遺族等は、過去における戦争において、国に殉じたものでありまして、これらの者を国が手厚く待遇するのは、元来、国としての当然の責務であります。」と提案理由を説明し、法律の第一条は「国家補償の精神に基き」軍人軍属とその遺族を援護することを目的とするとうたつていて。このように援護法は、「国としての当然の責務」（国

家補償）を実現するためには制定された法律であり、憲法にもとづいた法律である。

国家補償とは、国の行為ないし活動によつてもたらされた特別の犠牲ないし被害につき、国の責任ないし義務としてその損失を補償することをいう。日本国憲法は、個人の尊厳をその基本原理とし、個人の生命身体は最も尊重され保護されるべきものであるとしている。憲法は、財産の収用に対しては正当なる補償をなすべきことを規定している。戦争における国民の戦死傷は、國のため国民の生命身体を犠牲にしたものであるから、國がその損失を補償すべき義務を負うのは憲法上当然の原理なのである。

右に述べたところから明らかなどおり、國は法理上補償の責任を負つていて、台湾人元日本兵を補償する法律が存在せず、しかも、本補償問題は立法的解決を必要とする事案であるから、國は法律を制定する責任があるのである。

### 四 予想される反論に対する私たちの見解

本補償問題については、政府当局者も含め誰もが、「お気のどくです、何とかしなければ」と答えるが、それ以上進展しない。裁判における國の答弁も、「戦争という國家存亡にかかる非常事態においては、國民のすべてが、多かれ少なかれその生命、身体等の犠牲を余儀なくされるものであり、その損失を國が当然に補償しなければならないというものではない。」と述べるだけで、積極的な反論はない。

(1) 國の右の答弁は本問題に対しても反対の論拠にならない。右答弁が一般の戦争被害に対して補償できないという意味であるとするならば、台湾人戦死傷者は、軍人軍属として國との身分関係（雇用関

係)にあつた者であるから、一般の戦争被害の問題ではないからである。そして、今日日本は軍人軍属は勿論何等かの形で国と身分関係にあつた者の戦死傷に対してはもれなく補償しているからである。

(2) 現在日本国籍がなく外国人であることも反論の根拠となし得ない。彼等は当時日本人として日本の戦争に従事させられた者であるから、本補償問題はそもそも日本国自身の問題であり、また、戦後、彼等が日本国籍を喪つたことは彼等に何等の責任もないからである。また、この問題は、日華条約で、「特別取極の主題」とされ解決すべきことを約束しながら何等の解決もなきまま条約自体が失効してしまった経緯がある。今日彼等が国交のない外国に在住する外国人であることは、国が今まで解決せずに放置した責任を裏付ける事実というべきである。

(3) また、先に述べたとおり、同じ台湾人でも内地（台湾を含む）勤務の軍属に対しては補償がなされているから、台湾人間でも差別取扱いをなす法制になつており、現行法の矛盾もはなはだしい。

(4) 本問題の解決には相当額の国家予算を必要とするが、財政事情からの反対も理由がないと思う。現在日本人の軍人軍属に対しては毎年一兆五千億円もの予算が計上され手厚い補償がなされているし、諸外国に対する経済援助費等もばく大な予算が使われている。

#### 人道的立場から救済を

私たちは、日本のために戦死し負傷した人達に、人道的立場からの救済を求めている。それは道義信義の問題であり、日本と日本人の人間としての誠意を実現して欲しいのである。

## 台灣人元日本兵士特別援護法要綱

### 一、目的

台湾戸籍にあつた旧日本人（以下、台湾人といふ）で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、國家補償の精神に基づき、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。

### 二、援護の種類

- 1 障害年金及び障害一時金の支給
- 2 障害特別一時金の支給
- 3 遺族特別一時金の支給

### 三、障害年金及び障害一時金

- 1 次に掲げる者に、その不具廢疾の程度に応じて障害年金を支給する。

(1) 台湾人の軍人軍属であつた者で、在職期間中に公務上負傷し、又は疾病にかかり、本法施行日において、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に定める程度の不

## 具廃疾の状態にある者

- (二) その他、右(一)に規定する者のほか、台湾人軍人軍属等で、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下、援護法という）第七条に規定された障害年金受給資格者と同視し得る者
- 2 障害年金の支給を受けるべき者であつて、その不具廃疾の程度が恩給法別表第一号表ノ三に定める程度である者に対しては、その者の請求により、その不具廃疾の程度に応じて障害一時金を支給し、障害年金を支給しないものとすることができる。
- 3 障害年金及び障害一時金の支給額は、援護法に定めるものに準ずる。

## 四、障害特別一時金

- 1 障害年金を受給する資格のある者に対し、その者の不具廃疾の程度に応じて障害特別一時金を支給する。

- 2 障害特別一時金の支給額は、不具廃疾の程度が中等の者（恩給法別表第一号表ノ二記載の第四項症に該当する者）を金五〇〇万円とし、その他の者については、右金額を基準として、同様な不具廃疾の程度に応じて日本人軍人軍属が本法施行時に援護法により支給されている障害年金額に比例させる金額とする。

## 五、遺族特別一時金

- 1 次に掲げる遺族には、遺族特別一時金を支給する。

(一) 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、在職期間内又は在職期間経過後に、これによ

り死亡した台湾人軍人軍属又は台湾人軍人軍属であった者の遺族

- (二) 在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以外の事由により本法施行日前に死亡した台湾人軍人軍属又は台湾人軍人軍属であった者で、死亡の日において当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ二に定める程度の不具廃疾の状態にあった者の遺族
- (三) その他、右に掲げる者以外で、援護法第二三条第一項に規定された遺族と同視し得る者

## 2 遺族の範囲・支給条件は、援護法の規定を参考にして決定する。

- 3 遺族特別一時金の支給額は、第1項(一)に規定された遺族については先順位者一人の場合において先順位者につき五〇〇万円とし、同項(二)(三)の遺族の先順位者については、右金額を基準として援護法第二六条同第二七条に規定する同様の日本人遺族に支給される額に比例させる。

- 4 後順位者の場合、先順位者が複数の場合、或いはこれらの者と生計を共にする後順位者がいる場合等の支給額は援護法の規定を参考にして決定する。

## 六、給付の主体

給付の主体は、既設もしくは新設の特殊法人とし、国は、必要な財政的措置を法人に対してとる。

## 七、給付の手続

給付の手続は次の趣旨に留意し、援護法の規定を参考にして決定する。

- 1 受給資格者に本法の存在を周知せしめるため必要な措置をとること。
- 2 受給資格の立証については、旧軍隊における上司又は同僚であつた日本人の証言等を活用すると

とともに、日本国当局等の有する戦傷戦没等に関する資料を積極的に開示する方途を講ずること。

- 3 その他、立証に関しては、終戦後長期間経過している事情に鑑み、疑わしい者を救済する姿勢で対処すること。
- 4 給付の方法は、受給権者に対し、直接交付する方策をとること。

## 解説

### 一、目的

第二次世界大戦当時、日本国民であった者のうち、台湾戸籍にあった者（以下台湾人という）で軍人軍属等として公務に従事して戦地で負傷し若しくは疾病にかかり或いは死亡した者およびこれらの遺族に対する国の金銭給付はなされていない。ただ、内地で負傷等をした軍属に対する金銭給付がなされているだけである。

軍人軍属等として公務に従事して負傷等をした者は戦争によるいわゆる特別犠牲者として国から金銭給付を受けるのが近代国家の通例であり、日本もまた例外でない。現在戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下援護法という）等により、国家補償の精神に基づいて、これら軍人軍属等に金銭給付がなされている。

台湾人も、戦争当時は日本国民として公務に従事したものである以上、現在の国籍を問わず、国は台湾に対して戦争による特別犠牲として補償をすることは当然である。

現行の制度は、日本人と台湾人との間および台湾人同士間をいすれも不平等に取扱っているので、こ

これらの不平等を可能な限度で平等にすることを目的とする。

## 二、援護の種類

1 援護法による金銭給付の種類は次のとおりとなつてゐる。

- (一) 障害年金及び障害一時金
- (二) 遺族年金及び遺族給与金
- (三)弔慰金

2 その他、戦没者等の妻・父母・遺族等に対する特別弔慰金、特別給付金等の支給が特別法で認められてゐる。

3 本要綱では、戦傷者に対しては、援護法の体系を可能な限り採り入れるものとし、遺族に対しては、各種の給付態様の趣旨を包括し遺族特別一時金として規定した。

## 三、障害年金及び障害一時金

1 支給の対象となる台湾人の軍人軍属等とは、台湾戸籍にあつた旧日本人で、援護法第二条所定の軍人軍属等としての要件を満たす者をいう。

(一) 台湾人軍人軍属が在職期間中に公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病により、本法施行日において後遺症を有している場合にはその後遺症の程度に応じて障害年金を支給する。

る。後遺症とは、恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に規定されたものをいう。

(二) 援護法第七条では、軍人軍属等に關し、右(一)に相当する規定のほか、後遺症の認定時期、負傷・疾病と公務との関連の程度等につき多様な規定をおいている。これらの規定で障害年金を受給できる軍人軍属等に相当する台湾人軍人軍属等に対しても同様に障害年金を支給しなければならない。

2 後遺症の程度が低い者は、本人の請求により、障害年金にかわって障害一時金を支給することができる。援護法第七条10項の規定と同趣旨である。

3 障害年金及び障害一時金の額は、援護法第八条以下に規定されたものに準じる。

## 四、障害特別一時金

1 援護法が昭和二七年四月三〇日に施行されて以降台湾人軍人軍属等に対する補償が著しく遅延した事情に鑑み、障害年金を受給する資格ある者に対し、その者の後遺症の程度に応じて障害特別一時金を支給する。

2 支給額は、後遺症が中等の者（恩給法別表第一号表ノ二第四項症——例えば、腕関節以上で一上肢を失つた者、或いは足関節以上で一下肢を失つた者など）を金五〇〇万円とする。

ちなみに、昭和五五年三月三一日現在、援護法第八条で規定されている障害年金額は、中等の者（第四項症）で金一、六八二、〇〇〇円である。

後遺症がその他の程度の者は、金五〇〇万円を基準として、その程度に応じた援護法所定の障害年金額に比例させた額を支給額とする。

例えば、最低の第五款症の者は、障害年金額が金四九四、〇〇〇円であるから、

$$500\text{万円} \times \frac{494,000\text{円}}{1,682,000\text{円}} = \text{金一}、四六八、四八九円$$

となる。

## 五、遺族特別一時金

援護法等では、軍人軍属等が戦死した場合、戦傷を原因として後日死亡した場合、戦傷で後遺症を残した者がそれ以外の原因で死亡した場合等、多様な事情に応じて、これら軍人軍属等の遺族に対し、遺族年金（準軍属の遺族の場合は遺族給与金）・弔慰金のほか各種の特別弔慰金・特別給付金が支給される。

台湾人軍人軍属等の遺族に対して、右各種の給付および障害特別一時金と同趣旨で一時金を支給することも考えられる。

しかし、遺族の年齢、これらの各給付金の金額の程度のほか遺族への支払手続上予想される技術的煩雑さ等も考慮すると、遺族に対しては、むしろ一時金のみの支給方法を選択するほうが好ましい。

1 (1) 台湾人軍人軍属が公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより在職期間経過後に死亡した場

合、これら台湾人軍人軍属の遺族に対して遺族特別一時金を支給する。

(2) (3) 援護法第二十三条には、右(1)に相当する遺族のほかに、より幅のひろい遺族を遺族年金（準軍属の遺族の場合は遺族給与金）の支給対象としている。これらの遺族に相当する台湾人遺族に對しても、遺族特別一時金を支給する。

2 援護法第二四条、二五条に遺族年金又は遺族給与金を受給する遺族の範囲および支給条件について規定がされている。遺族特別一時金を受給する台湾人軍人軍属等の遺族の範囲についても、台湾の家族制度の実情を尊重しつつ、原則として、右規定の趣旨に依るべきものと考える。

但し、当然のことながら、資格に関する遺族の国籍の制限は適用すべきでない。

3 支給額は、これまで日本人遺族が年金として受給していた額、台湾遺族には一時金のみの支給態様とすること等の事情を勘案し、第1項(1)に規定された遺族については、先順位者一人の場合において先順位者につき金五〇〇万円とする。

従つて夫に戦死された妻は、金五〇〇万円支給される。

ちなみに、援護法第二六条によれば、同様の事情にある日本人妻に対する遺族年金（又は遺族給与金）は、昭和五五年三月三一日現在、原則として金九九万円である。

援護法第二六条、二七条では、同二三条に規定された各種遺族に応じて遺族年金（又は遺族給与金）の額を定めている。そこで、遺族特別一時金の場合も、これらの定めを参考にし、第1項(1)(3)に規定された遺族に対しては、金五〇〇万円を基準とし、同様の事情にある日本人遺族が支給される遺

族年金（又は遺族給与金）の額に比例した額を支給する。

例えれば、戦傷で一定以上の後遺症を残した者が戦後別の原因で死亡したとき、その遺族が受給する遺族年金は、昭和五五年三月三一日現在、先順位者が一人の場合においては先順位者につき、原則として金七八万一千円であるので、同様の事情の台湾人遺族（先順位者一人）に支給する遺族特別一時金は、原則として、

$$500\text{万円} \times \frac{781,000\text{円}}{99\text{万円}} = \text{金三、九四四、四四四円}$$

となる。

4 遺族のうち、後順位者に対する支給額、先順位者が複数の場合の支給額或いは先順位者に生計を共にする後順位者がある場合の支給額等は、いずれも援護法第二六条、二七条の規定を参考にして決定する。

## 六、給付の主体

給付の主体は、本来ならば当然国がなるべきである。しかし、現在、日本と台湾の国交がないことを考慮すると、国に事実上代るべき別の組織が給付の主体となり、国は、この組織に対しても必要な財政援助を与えるという形態が現実的であろう。この組織としては既設もしくは新設の特殊法人を考えられる。

## 七、給付の手続

給付を大量かつ効率的に実行するには、台湾人側を事実上代表する窓口の事実上の承認が必要になると思われるし、受給資格者の認定手続上の技術的困難さも予想される。

しかし、本要綱の趣旨を真に生かすためには、手続上予想される様々な困難を過大に評価すべきではなく、また手続において過度に慎重になるべきではない。

給付手続に関する援護法の規定は当然に参考にすべきだが、戦後三〇有余年を経過している事実および台湾の実情を直視して、可能な限り台湾人軍人軍属等を救済する姿勢で具体的な手続を決めるべきである。

(編) (集) (後) (記)

この要綱と解説は、弁護団（団長秋本英男、庭山正一郎、錦織淳、羽柴駿、鈴木五十三、岩倉哲二）が起草し、「考える会」および自由人権協会にてそれぞれ承認を得たものです。

なお、本文中には表われておりませんが、「考える会」の運動には次の諸団体の賛同協力を頂いています。台歩一戦友会、台歩二戦友会、モロタイ戦友会、特設水上勤務第一一二一中隊戦友会、瑞穂青年社、台湾会

（弁護団 羽柴 駿）

1980年4月 第1刷  
1982年3月 第2刷

連絡先一覧

### 台湾人元日本兵士の補償問題を考える会

〒151 東京都世田谷区代田五一一六一九 宮崎方  
振替口座 東京一一五一六四一

〒160 東京都新宿区西新宿三一八一四 コーチンハイツ四〇三  
電話 ○三一三七八一一四七一

（連絡事務所）

〒105

東京都港区愛宕一一六一七 愛宕山弁護士ビル三〇六号室  
電話 ○三一四三七一五四六六